

年休裁判 今城敬一さん意見陳述

年休が入らないので 親が入院しても帰郷できない！

原告の今城敬一です。J R 東海の東京第二運輸所に所属する新幹線の運転士です。私は、平成27年度及び平成28年度において、合計で211回の年休の時季指定をしました。そもそも1年の年休は20日、前年の繰り越しを含めても最大40日です。211回も申し込むこと自体普通では考えられません。しかも、実際に年休が希望通り認められることは大変難しい状況です。そのため年休が失効してしまう可能性があるために、繰り返し多数申し込んでいるのが実態です。しかし会社は、「年休順位が悪いので入らない」と当たり前のようにいいます。毎月10日以上申し込んでいますが、年休取得順位が良いときでも月によって1日も取得することができないことがあります。



私は、昭和61年に国鉄改革により北海道から東京に来ました。年老いた親を北海道に残してきました。最近体調がすぐれない、急遽入院したと聞いてもすぐに帰ることができません。親の状態を確認するために、前もって年休を申請しても年休が取得できるかどうかは5日前でなければわからない状況です。このようなことが、法律が想定している年休制度なのでしょうか。

今年3月17日のJ Rのダイヤ改正から、新幹線の車内業務の見直し施策により車掌の乗り組み数が3人から2人に減少しました。それだけでなく、運転士は、頻繁に東京から新大阪を1日で1往復半、約1600Kmを乗務するようになり負担は倍増しています。そのため今まで以上に体調管理が大変になります。だからこそ十分な休養の確保のためには年休取得が必要です。

さらに、これまで年間交番月6か月、予備月6か月だったものが、交番月が年間4ヶ月、予備月が8ヶ月となりました。予備月は、その前月10日に白紙の「勤務予定表」が出されます。氏名しか記載されておらず、勤務内容も休日の予定も全くわかりません。そのため乗務員は、前月の10日から20日までに申し込むことになっていますが、労働日も休日もわからないまま年休を申し込むことになっていきます。しかも、25日に発表される勤務表は、休日のみが明らかになるだけです。年休が入ったかどうかはわかりません。年休は、5日前になってようやく日別の勤務表を確認してわかるのが現実です。このような不安定な勤務が年間の3分の2にあたる8ヶ月もあるということです。このようなことは、法律が想定した年休制度とは程遠いものだと思います。

このような現状をご理解いただき年休取得の取り扱いに対して、正当な判断をお願いして意見陳述とします。